

令和 年 月 日

(あて先)
公益財団法人埼玉県産業振興公社
理事長

郵便番号：(〒 —)
住所：
申請者名：

反社会勢力の排除に関する誓約書

私（自署：_____※氏名記載）は、社会課題の解決を目指す起業家育成プログラムに参加するに当たり、またプログラム実施期間内及び終了後において下記1のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が被るすべての不利益について異議は一切申し立てません。

また、下記に関し不法行為があった場合は法的措置を講じられても異議は一切申し立てません。

記

1. 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2. 申請者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合、上記と同様の取扱とされることに同意し、異議は一切申し立てません。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局の信用を棄損し、または事務局の業務を妨害する行為
- (5) その他の前各号に準ずる行為